令和5年 第3回 定例会

報告 議案 参考資料

350% (約 400 億円)

令和4年度いなべ市健全化判断比率(4指標)について

令和4年度決算については、4指標をクリアしています。

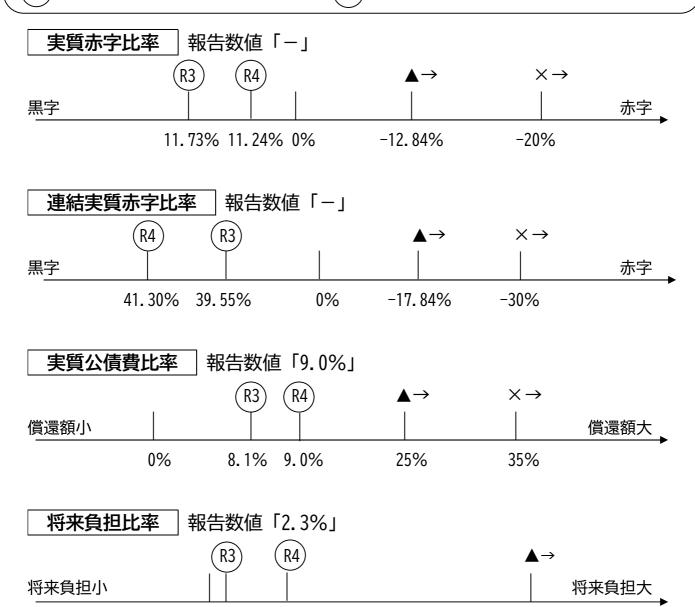
財政再生基準(レッドカード)

1つでも該当すると国の管理下で再生へ

早期健全化基準(イエローカード)1つでも該当すると外部監査を受け健全化へ

いなべ市の R4 年度決算数値

(R3) いなべ市の R3 年度決算数値



【実質赤字比率と連結実質赤字比率で用いる標準財政規模】

標準財政規模=標準税収入額等+普通交付税額+臨時財政対策債発行可能額

0% 0.9% 2.3%

R3:148億円 → R4:142億円

【実質公債費比率と将来負担比率で用いる標準財政規模*】

標準財政規模*=標準税収入額等+普通交付税額+臨時財政対策債発行可能額-公債費等交付税算入分

R3:121億円 → R4:115億円

令和4年度決算において、財政再生基準(レッドカード)はもちろん、早期健全化基準(イエローカード)をクリアすることができました。今後も4指標の動向を慎重に見守りながら健全な財政運営に努めます。

実質赤字比率 = (普通会計の)実質赤字額/標準財政規模(0円/142億円)

結果…実質赤字比率は「 - 」であり、実質黒字比率相当は11.24%と現時点では黒字である。

「実質赤字」とは歳入不足で翌年度歳入を繰上充用したり、支払いを翌年度に繰延べ・事業を繰 延べたりした額であり、基金取崩等で対応できなくなった財政面での非常事態を示しています。実 質単年度収支がマイナスになる状態を続け基金を使い果たすと発生します。なお、実質黒字比率と いう指標はありませんが、実質収支(プラス)の標準財政規模に対する比率は11.24%です。 黒字額は、前年度と比べて1億円4千万円減少の16億円です。

連結実質赤字比率 = (全会計の)実質赤字額/標準財政規模(0円/142億円)

結果…連結実質赤字比率は「 - 」であり、連結実質黒字比率相当は41. 30%と現時点では黒字である。

実質赤字比率では大規模の公営事業等会計の赤字が含まれないという反省で設けられた指標です。 なお、連結実質黒字比率という指標はありませんが、同様に相当する実質収支(プラス)を連結し た比率は41.30%です。黒字額は、前年度と比べて2千万円増の58億6千万円です。

実質公債費比率 = 元利償還金*/標準財政規模*(12億/115億円)の3か年平均 結果…実質公債費比率は9.0%であり、健全な範囲にある。

- * 実質的に交付税で補填される合併特例債等の償還金は元利償還金から除かれます。(交付税控除額は27億円)一方、企業会計や広域連合の元利償還金に充てられた一般会計からの繰出金、負担金・補助金は元利償還金に含まれます。
- * 単年度の比率は1.6ポイント上昇し、3か年平均は0.9ポイント上昇しました。

将来負担比率 =将来負担額*/標準財政規模*(2.8億/115億円)

結果…将来負担比率は2.3%であり、健全な範囲にある。

* 将来負担額は主に地方債残高、債務負担行為による支出予定額、企業会計や広域連合等の元利償 還に対する一般会計からの繰出金・負担金見込額など将来に発生する負担の総計額です。

ただし、財政調整基金、市債管理基金など充当することのできる基金、特定財源、基準財政需要額への算入見込額などは将来負担額から控除します。(交付税控除額は248億円)

* 将来負担額は前年度と比べて1億7千万円増となりました。地方債の償還は進みましたが、基準 財政需要額への算入見込額や充当可能基金が減となったためです。

諮問第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

氏 名 一木 尚子(いちき なおこ)

住 所 三重県いなべ市北勢町川原

生年月日

任 期 令和6年1月1日 ~ 令和8年12月31日

職歴東員町立笹尾西小学校採用いなべ市立立田小学校退職いなべ市立阿下喜小学校 いなべ市学び舎

職員 (現職)

その他 平成26年10月 人権擁護委員(3期目)

以上

諮問第4号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

氏 名 小森 久人(こもり ひさと)

住 所 三重県いなべ市北勢町麓村

生年月日

任 期 令和6年1月1日 ~ 令和8年12月31日

職 歴 広島山陽学園山陽高等学校採用

津田学園高等学校退職

津田学園高等学校非常勤講師(現職)

その他 平成30年1月 人権擁護委員(2期目)

以上

「人権擁護委員の職務について」

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、法務大臣から委嘱され、その職務を 行っています。

この制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権が侵害されないように配慮して、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、人権擁護委員の活動は主に次の3つです。

- (1) 人権相談に応じる。
- (2) 人権侵害による被害者を救済するための活動をする。
- (3) 国民一人ひとりの人権意識を高めるため、様々な人権啓発活動を行う。
- ○その具体的な活動としては、以下のとおりです。

(1)人権相談所

①<u>常設相談所</u> 津地方法務局及び桑名支局内において毎日、県内の人権擁護委員 が交代で様々な相談に応じています。

- ①みんなの人権110番(電話での相談)
- ②こどもの人権110番(電話での相談)
- ③女性の人権ホットライン(電話での相談)
- ④こどもの人権 SOS ミニレター (手紙での相談)
- ②特設相談所 いなべ市内の公共施設において毎月1回、いなべ市人権擁護委員 が交代で様々な相談に応じています。

(2)人権侵害による被害者の救済

「人権を侵害された」という被害者からの申告を受けた場合、法務局の職員と協力 して、情報の収集、調査、処理に当たります。

また、調査途中に当事者の主張や利害を調整し、円満な解決を図ることも行います。

(3)人権啓発活動

- (1) 往頭啓発(人権週間に合わせ市内各所で実施)
- ②人権の花運動(人権擁護委員が地元の小学校と協力し、こどもたちが花を育てる ことを通じて、「いのちの大切さ」や「相手への思いやり」という人権尊重の意識 をはぐくむ活動)
- ③人権教室(学校訪問や学習の時間などの機会に、冊子・ビデオなどを使用して思いやりの大切さを伝える活動)
- ④人権作文コンテスト(中学生を対象に、作文を書くことを通じて人権尊重の必要性、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として実施)

同意第2号参考資料

同意第2号

いなべ市監査委員の選任につき同意を求めることについて

氏 名 小川 和幸(おがわ かずゆき)

住 所 三重県いなべ市大安町梅戸

生年月日

職 歴 大安町役場任用

いなべ市出納室長

いなべ市会計管理者

いなべ市役所退職

いなべ市役所再任用(会計責任者として社会福祉

法人いなべ市社会福祉協議会へ出向)

いなべ市役所退職

社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会出納責任

者

社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会退職

以上

議案第36号

いなべ市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

子ども医療費助成の対象年齢引き上げについて

子育て世代の経済的な負担の軽減を図るため、子ども医療費助成の対象年齢を高校生卒業相当年齢(18歳に達する日以降の最初の3月31日)まで引き上げる。

助成拡充の概要

○歳から15歳までとする助成対象を、<u>令和6年4月診療分</u>から0歳から<u>18歳</u>までに引き上げる。

0歳~中学3年生

高校1~3年生

令和6年4月 診療分から

助成対象

新たに助成対象

新たな助成の対象者

- ・令和6年4月1日の時点でいなべ市に在住している高校生世代の子ども (15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し18歳に達する日以後の最初の 3月31日まで)
- ・新規認定者数 1,300人程度と想定

助成の内容(現行の小中学生と同様)

- ・医療機関等の窓口で受給者証を提示し、一旦自己負担分を支払います。
- ・後日、市から指定口座へ助成金額(保険診療の自己負担分)を振り込みます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)の概要

颧侧侧

こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に 関する法律について、所要の規定の整備を行う。

概要

関係法律の整備

- 関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に関係する法律の規定により関係大臣が行う権 限及び関係省庁が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改める等の規定の整理を行う
- (2) 幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育の内容に関する基準の整合性を制度的に担保するため、学校教育法及び 児童福祉法を改正し、文部科学大臣が幼稚園教育要領を定めるに当たり又は内閣総理大臣が保育所保育指針を定める に当たり、それぞれ内閣総理大臣又は文部科学大臣に協議することとする規定を設ける
- そのほか、内閣総理大臣と関係大臣との間で事務を調整するために必要な協議に関する規定を整備するなど、関係法律の 規定の整備を行う (医療法、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 等) (3)

2. 行政組織に関する法律の整理

- (1) 内閣府本府、文部科学省及び厚生労働省について、こども家庭庁にその権限の一部が移管されることに伴い、所掌事務の 規定並びに審議会及び特別の機関の規定の整理を行う
- (2) こども家庭庁の所掌事務を掌理する内閣府特命担当大臣※を置き、当該大臣が掌理する事務に関する規定を整理する
 - 各省大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求める権限や勧告する権限等を有する

3. 経過措置

関係大臣の権限を内閣総理大臣の権限としたこと等に伴い、必要となる経過措置を置く

4. 施行期日

・ こども家庭庁設置法の施行の日 (令和5年4月1日)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案の概要

改正の勘言

水道法等 生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、 による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行う。

改正の概要

1. 食品衛生基準行政の機能強化 [食品衛生法]

- 上で必要な環境の総合的な整備に関する事項の総合調整等に係る事務と一体的に行う観点から、厚生労働大臣から内閣総理大臣(消費 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務について、科学的知見に基づきつつ、食品の安全性の確保を図る 者庁)に移管する。
 - 薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生法の規定によりその権限に属せられた事項であって厚生労働大臣が引き続 き事務を行うもの(食品衛生監視行政)に関しては、厚生科学審議会に移管する。 ⊘

水道整備・管理行政の機能強化 (水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法) 7

-) 水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆 衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。
 - ② 水道整備・管理行政であって①に掲げる事務以外の事務について、社会資本の整合的な整備に関する知見等の活用による水道の基 盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開 発局長に委任できることとする。
- 災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。 <u>რ</u>

所掌事務等の見直し [厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法] . ო

- 厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項に係る規定について所要の見直しを行
- ② 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。
- を消費者庁に設 (食品衛生基準審議会) 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務の調査審議を行う審議会 置する。 \odot

施行期日

令和6年4月1日

議案第40号

いなべ市温水プールの指定管理者の指定について

相手方 TAC・テルウェル共同事業体 代表構成団体 株式会社東京アスレティッククラブ 構成団体 テルウェル西日本株式会社東海支店

(代表構成団体)

名 称 株式会社東京アスレティッククラブ

代表者 代表取締役 正村 宏人(まさむら ひろと)

所在地 東京都中野区中野二丁目14番16号

資本金 5,000万円

従業者数 1,613人(令和5年4月現在)

主な指定管理業務実績

- (1) 平成18年度~令和7年度 江戸川区スポーツセンター
- (2) 平成28年度~令和5年度 茅ヶ崎市屋内温水プール
- (3) 平成31年度~令和5年度 浜松市浜北総合体育館(全8施設)
- (4) 令和3年度~令和7年度 安城市レジャープール
- (5) 令和5年度~令和9年度 名古屋市天白スポーツセンター

(構成団体)

名 称 テルウェル西日本株式会社東海支店

代表者 取締役支店長 苫名 明(とまな あきら)

所在地 愛知県名古屋市中区松原3-2-8

資本金 1億円

従業者数 5,228人(令和5年7月現在)

主な指定管理業務実績

- (1) 平成31年度~令和5年度 浜松市浜北総合体育館(全8施設)
- (2) 令和3年度~令和7年度 安城市レジャープール
- (3) 令和5年度~令和9年度 名古屋市天白スポーツセンター

施設概要

名 称 いなべ市温水プール

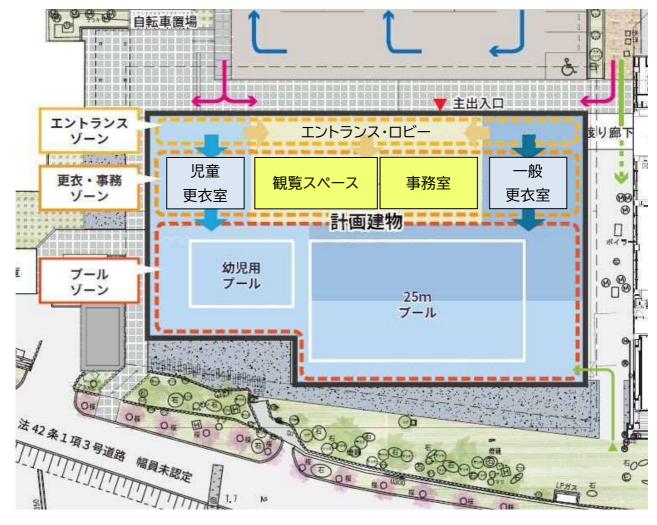
位 置 いなべ市大安町大井田 2704 番地

面 積 1654.54 ㎡

主な施設 (1) 25mプール (6 レーン) 313 ㎡

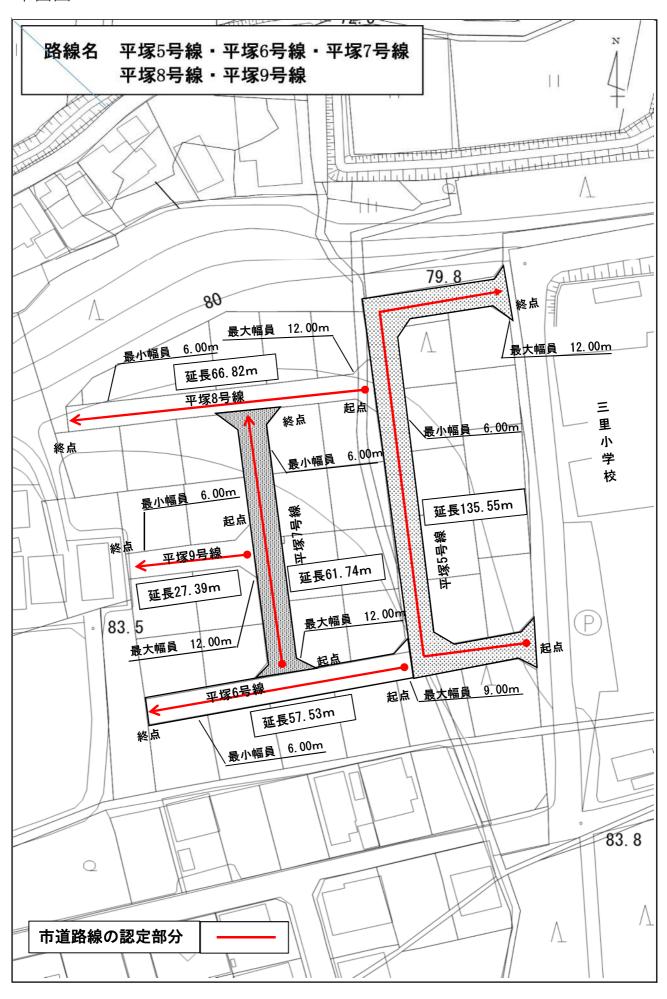
(2) 幼児用プール 81.7 ㎡

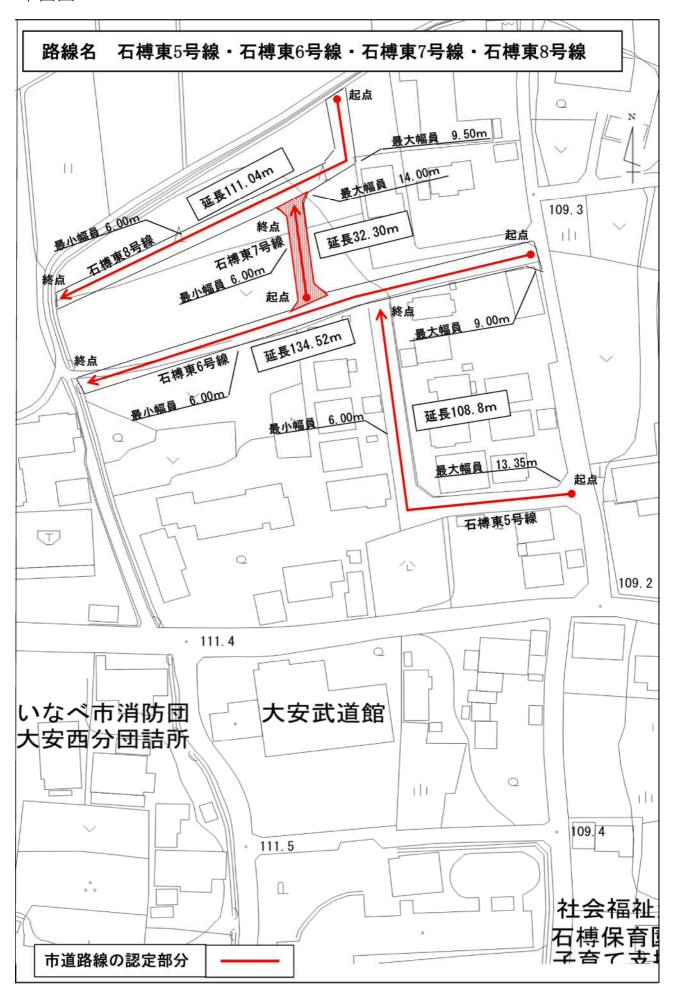




いなべ市道路線の認定について

平面図 72.9 路線名 平塚3号線・平塚4号線 Λ 83.5 · 86.8 Λ 延長20.63m 平塚4号線 超点 最大幅員 13.10m 最小幅員 6.00m 最大幅員 16.12m 秋点 延長83. 23m 平壤3号線 \bigvee 最小幅員 6.00m • 65.2 ıΠ いなべ市障害者活動支援センタ 63.5 62. 7 大安デイサー 大安公民館 教育委員会 63. 1 大安スポーツ公園 体育館 市道路線の認定部分

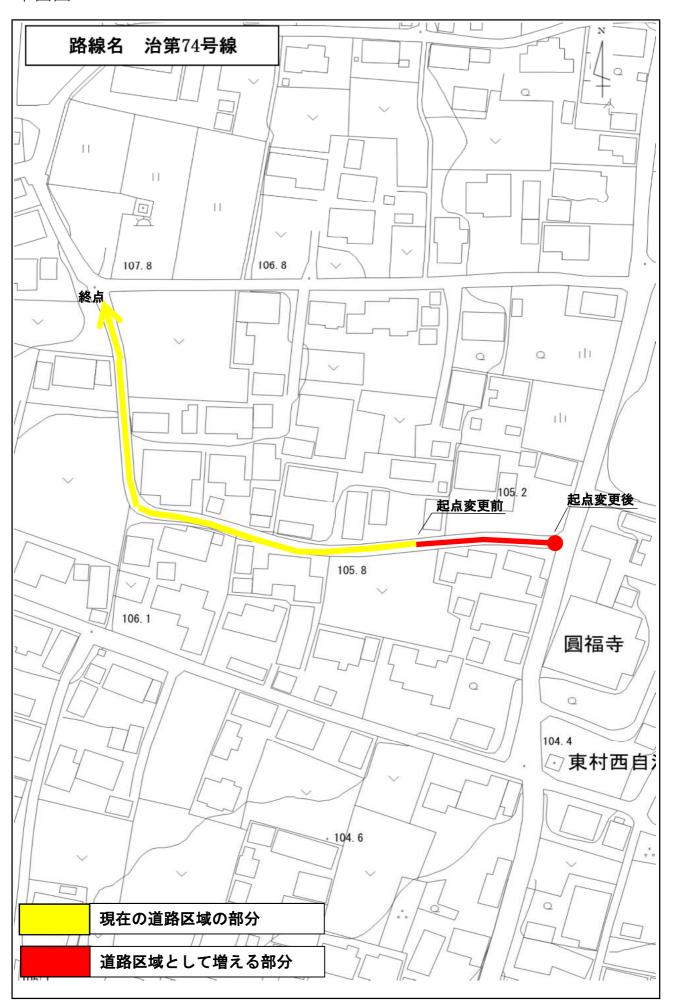




いなべ市道路線の変更について

平面図







議案第44号

令和5年度いなべ市一般会計補正予算(第3号)

9月補正予算に関わる主なものは、会計年度任用職員に対する賞与(25,922千円)、 新型コロナウイルスワクチン接種国庫支出金過年度返還金(78,577千円)と下記のと おりです。

記

(補正額) 予算書

1 戦傷病者・戦没者遺族等援護・追悼事業(人権福祉課) 8,834千円 P23 (麻生田野記念碑周辺整備事業)

麻生田野記念碑周辺に平和の鐘を設置するために、員弁地区遺族会に補助を行います。

2 地域おこし協力隊事業(長寿福祉課)

2,000千円 P23

(介護予防支援事業)

元気づくり体験を行っていない無関心層への効果的な啓発方法を探り、より多くの高齢者の参加を促すために地域おこし協力隊を募集します。

3 地域介護基盤整備支援事業(長寿福祉課)

925千円 P23

(介護従事者確保事業)

介護職への理解や就業の促進を図るために、高校生や大学生のインターンシップと小中学生の職場体験を受け入れるナーシングホームももに補助を行います。また、介護に関する理解を深めるための研修会を実施する快生教学会にも補助を行います。

- 4 高齢者保健・介護予防一体的実施事業(長寿福祉課) 3,376千円 P23 通いの場で健康教育を行うポピュレーションアプローチ事業と糖尿病重症化 予防、重複頻回・多剤投薬の相談・指導、健康状態不明者の把握を行うハイリス クアプローチ事業を行います。
- 5 みえ子ども・子育て応援総合補助金事業(発達支援課) 1,200千円 P25 (発達支援体制充実事業)

県のみえ子ども・子育て応援総合補助金を活用し、いなべ総合病院に事業委託 し、医療連携会議の実施や保育園、小中学校への巡回訪問を通して、小児科医と 連携した発達支援を行います。

6 子ども医療費扶助事業(保険年金課)(子ども医療費扶助対象拡充対応事業)

2,938千円 P25

子育て世代への経済的な支援策として、令和6年4月から子ども医療費助成の対象年齢を18歳まで引き上げるためのシステム改修を行います。

7 みえ子ども・子育て応援総合補助金事業(家庭児童相談室) 450千円 P27 (早朝・夜間訪問支援事業)

県のみえ子ども・子育て応援総合補助金を活用し、支援員が早朝(概ね6時~9時)、夜間(概ね17時~21時)の時間帯に自宅を訪問し、家事、育児等の支援を行います。

8 みえ子ども・子育て応援総合補助金事業(保育課) 3,000千円 P27 (保育士確保事業)

県のみえ子ども・子育て応援総合補助金を活用し、令和6年4月1日以降に市内私立保育園等で採用される保育士等に対して、1年以上正規職員として勤務する意思があることを確認した上で、150,000円を祝金として交付します。

9 感染症予防事業 (健康推進課)

13.310千円 P29

(高齢者インフルエンザ予防接種事業)

10月から実施する高齢者インフルエンザ予防接種について、令和4年度の実績をもとに増額補正を行います。

10 みえ子ども・子育て応援総合補助金事業(母子保健課) 1,800千円 P31 (新生児期訪問事業)

県のみえ子ども・子育て応援総合補助金を活用し、新生児期に助産師による訪問を行うことで産婦の心身のフォローを行います。

11 県単個人向け太陽光発電設備等設置補助事業(環境政策課)1,633千円 P31 県の個人向け太陽光発電設備等設置補助金を活用し、住宅の屋根に自家消費型 太陽光発電設備等を設置するための費用の一部を補助します。

太陽光発電設備 70,000円/kW 上限10/kW

蓄電池(太陽光発電設備と同時設置) 155,000円/kWh×1/3 上限10/kWh

12 健康増進事業(健康推進課)

1,400千円 P31

(健康アプリ事業)

登録者数が当初予定していた人数を上回っており、登録者の所有ポイント交換 のために増額補正を行います。

13 農業基盤整備事業(単独)(農林整備課)

3,500千円 P33

(農地・農用地施設整備事業補助金)

員弁町地内大泉新田用水路改修工事、大安町地内石榑南ポンプ修繕工事、片樋 転倒ゲート修繕工事、高柳用水管修繕工事、丹生川久下排水路改修工事、宇賀用 水路改修工事、門前用水路改修工事、北勢町地内千司久連新田用水路改修工事、 南中津原用水路改修工事、山郷大池配水管移設工事、奥村仕切弁修繕工事、藤原 町地内坂本農地配水対策工事に対して補助を行います。 14 農業基盤整備事業(単独)(農林整備課)

4,000千円 P33

(農業施設維持修繕事業)

北勢町地内畑毛揚水ポンプ修繕工事を行います。

15 農業水利防災事業(農林整備課)

6,000千円 P33

(緊急自然災害防止対策事業)

緊急自然災害防止対策事業債を活用し、北勢町地内瀬木排水路改修工事、員弁町地内大泉新田排水路改修工事、大安町地内石榑北用水路改修工事を行います。

16 森林環境基金事業 (農林整備課)

3,000千円 P35

(林道橋梁修繕事業)

北勢町北中津原地内小穴谷(コアナダニ)2号橋と北勢町小原一色地内桃花魚谷(ウグイダニ)3号橋の修繕工事を行います。

17 観光客受入施設管理事業(商工観光課)

911千円 P35

(竜ヶ岳簡易トイレ整備補助金)

竜ヶ岳登山道沿いに簡易トイレー棟を整備するための費用について、七大字生 産森林組合に補助を行います。

18 阿下喜温泉再構築事業(商工観光課)

1.100千円 P35

(阿下喜温泉案内看板修繕事業)

令和6年度リニューアルオープン予定の阿下喜温泉の案内看板を新たな施設 名称に変更します。

19 道路橋梁維持補修事業(建設課)

1,800千円 P37

(生活道路等施設整備事業)

大安町梅戸自治会、藤原町古田自治会、上相場自治会に対し、道路整備に必要な原材料支給を行います。

20 道路災害防止対策事業(建設課)

15,000千円 P37

(緊急自然災害防止対策事業)

緊急自然災害防止対策事業債を活用し、員弁町地内市道上笠田東垣内線と北勢 町地内市道治第2号線の道路施設修繕工事を行います。

21 防災・安全交付金事業(建設課)

10,200千円 P37

(市道丹生川久下2区119号線道路改良事業)

令和5年度事業に交付金の追加配分があったため、増額補正を行います。

22 社会教育施設整備事業(生涯学習課)

5,920千円 P43

(社会教育施設非常用設備修繕事業)

大安公民館の非常用発電装置修繕と桐林館の自動火災報知機取替工事を行います。

(日本水大賞環境大臣賞受賞記念事業) 6月13日に日本水大賞環境大臣賞受賞を受賞しました。この機会に環境大臣賞 受賞周知及びネコギギ保護増殖事業の一環としてシンポジウムを開催します。

571千円 P45

23 藤原岳自然科学館博物展示事業(自然学習室)

24 スポーツ施設修繕事業(生涯学習課) 4,508千円 P45 (大安海洋センター駐車場用地購入事業) 無償で貸借契約を締結していた大安海洋センター駐車場用地を購入します。

25 財政調整基金等管理事務(財政課) 1,352,854 千円 P45 繰越金が確定いたしましたので、基金積立金を増額します。 内訳は、財政調整基金 797,950 千円と市債管理基金 554,904 千円です。